

事務連絡
令和6年7月29日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

建設キャリアアップシステムの普及促進の取組に対する
建設関係助成金による支援について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に
対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）より、厚生労働省において、
令和5年度に引き続き行う、建設キャリアアップシステムの普及・促進に向けて、建
設事業団体が行う取組に対する助成金による支援について、別添のとおり本会に周知
依頼がありました。

つきましては、別添資料をご確認いただきました上で、活用のご検討方、よろしく
お願いいたします。

以上

（担当：労働部 菅原、吉田）

建設業団体 各位

国土交通省
大臣官房参事官(建設人材・資材)

建設キャリアアップシステムの普及促進の取組に対する
建設関係助成金の周知について（依頼）

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省において、令和5年度に引き続き、建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・促進に向けて、建設事業主団体が行う、事業者や技能者の登録料、能力評価手数料の補助や申請手続きの支援、建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダー等の導入促進等に対し、助成金による支援を行うこととしております。（【別添1】～【別添3】参照）

CCUSについては、本日、令和6年度からの3か年で取り組む施策をまとめた「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」を公表し、登録拡大の取組を継続しつつ、処遇改善や業務効率化につながる取組や就業履歴の蓄積、能力評価の普及を一層拡大することとしています。また、令和6年6月に成立した改正建設業法では、建設業者に対し、知識・技能等に応じた公正な評価に基づき、建設技能者の適切な処遇を確保するよう努めることとされ、その判断の基礎として、CCUSの能力評価の更なる活用が期待されるところです。

つきましては、貴団体傘下の建設事業主団体において、本助成金が円滑に活用いただけるよう、周知を宜しくお願い申し上げます。

なお、本助成金の活用にあたり、（一財）建設業振興基金において相談窓口を設置しておりますので、あわせてご活用ください。（【別添4】参照）

記

- ・【別添1】建設キャリアアップシステム等普及促進コース 概要
- ・【別添2】建設キャリアアップシステム等普及促進コース申請手続き等
- ・【別添3】建設キャリアアップシステム関連の助成金一覧
- ・【別添4】厚労省の団体向け「CCUS助成金」活用相談窓口の設置について

以上

趣旨

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を行う建設事業主団体を支援。

助成対象者

建設事業主団体（次の要件を全て満たす団体：任意団体も可）

- ① 構成員の数が10以上であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上
- ② 構成員のうち占める建設事業主の割合が50%以上
- ③ 構成員である建設事業主のうち占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上
- ④ 代表者が置かれている団体であって、団体に関する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められること

※ 事業推進委員会を設置し、同委員会において、最大1年間の事業年間計画を策定の上、実施した取組に対する効果検証を行うことが必要。

建設事業主団体
（構成員10以上、常時雇用労働者50人以上）

A 建設事業主※の数50%以上 ※建設労働者を雇用し建設業を営む者		建設事業主以外の構成員数 50%以下
雇用保険加入の建設事業主数 Aの建設事業主数の50%以上	雇用保険未加入の建設事業主数 Aの建設事業主数の50%以下	

助成額

中小建設事業主団体:対象経費の2/3
上記以外の団体 :対象経費の1/2

※中小建設事業主団体
構成員のうち中小建設事業主（資本金3億円以下又は労働者数300人以下）の割合が2/3以上の団体

支給上限額

1団体につき1事業年度（4/1～3/31）の上限額
全国団体:3,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000万円

対象事業及び対象経費

メニュー名	事業内容	対象経費	助成期間
1 CCUS等登録促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業	・事業者登録料（※1）・技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料（※2）について中小構成員等に対し補助した額 ※1 事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象 ※2 見える化手数料は5万円が上限	補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年も可 （1事業主において各登録料・手数料につき1回）
2 CCUS等登録手続支援事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）を対象に事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続を支援する事業	・申請手続等を専任するアルバイト等の人件費、印刷製本費、消耗品費など ※一部費用に上限額あり。 ・申請手続等を行政書士等の外部機関へ委託する場合の委託費	各建設事業主団体につき1回限り（最長1年間）
3 就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業	・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用（初期費用・月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など ※ 各費用に上限額あり。ランニング費用は事業計画期間内（最大1年間） ・上記費用について中小構成員等に対し補助した額	貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年も可 （1事業主につき1回）

（注）中小構成員等：構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう。

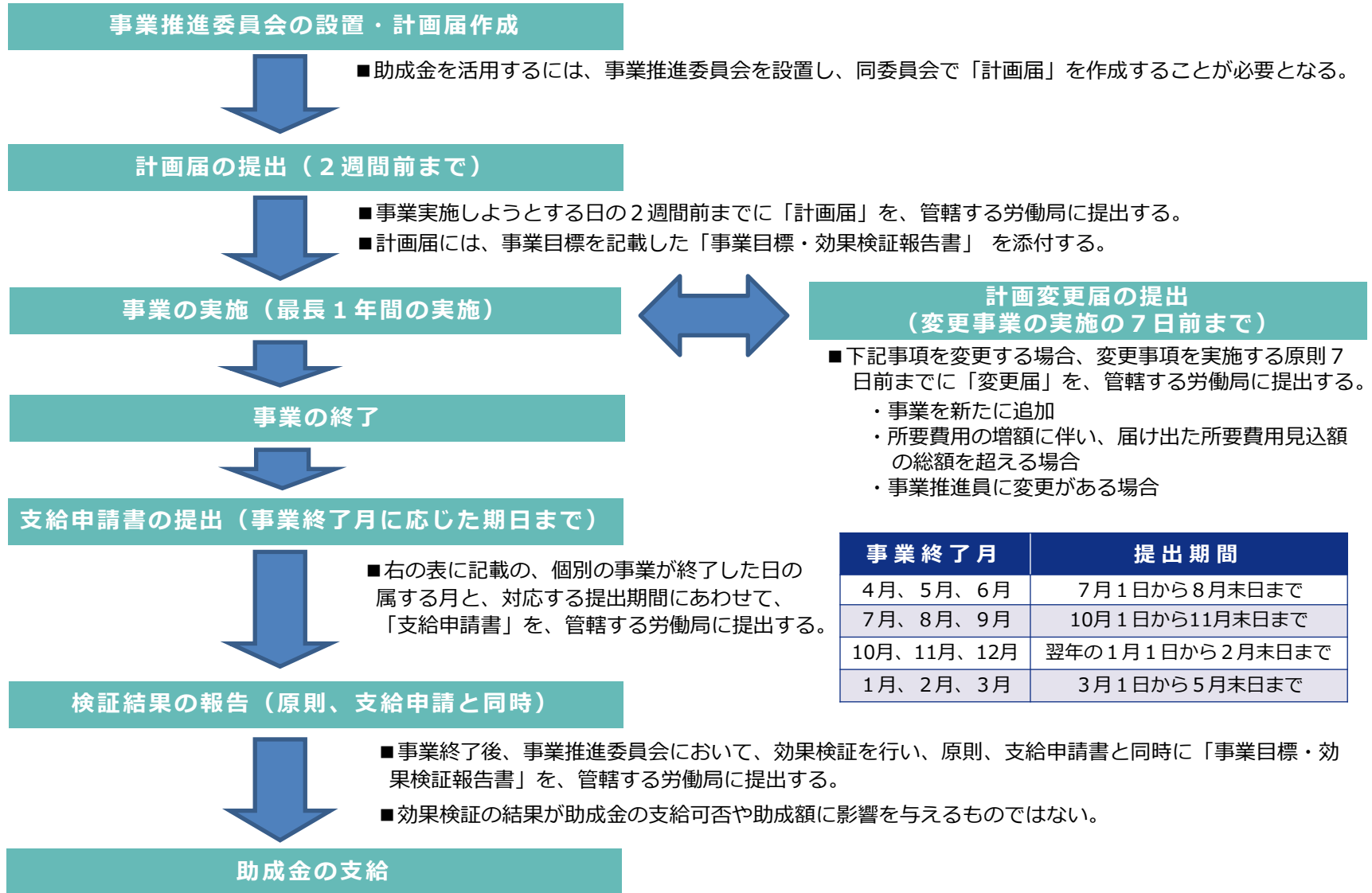


建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。申請書のダウンロードも可能です。

計画届作成・支給申請手続きについて



助成金の手続は、都道府県労働局に対し行っていただくこととなりますが、本コースの活用を検討する場合におきましては、具体的な手続方法などをサポートしますので、次の連絡先にご相談ください。

【連絡先】 厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室 建設労働係 TEL：03-5253-1111（内線5804）

令和6年度 建設事業主等に対する助成金（建設キャリアアップシステム（CCUS）関連の助成金一覧）

- 1 建設事業主団体が中小構成員等に対し下記のCCUSの普及促進に資する事業を実施した場合に係る経費を助成
 - ① 事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料等の補助
 - ② 事業者登録、技能者登録又は見える化評価に関する申請手続きの支援（相談、情報提供等を含む）
 - ③ カードリーダー等の導入に関する支援
- 2 建設事業主団体がCCUSに関する研修会・講習会の開催など評価・処遇制度の普及等に関する事業を実施した場合に係る経費を助成
- 3 建設事業主がCCUS技能者登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増して助成（時限措置を令和6年度も延長）

1 人材確保等支援助成金
(建設キャリアアップシステム等普及促進コース)
(別添1のとおり)

1 助成対象者 建設事業主団体（※1）

2 対象となる事業

- ① **CCUS等登録促進事業**
建設事業主団体が、中小構成員等（※3）に対し、事業者登録料（※）や技能者登録料、レベル判定手数料、見える化手数料を補助する事業
（※）原則、技能者登録と一体の場合に限る。
- ② **CCUS等登録手続き支援事業**
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に事業者登録や技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続きに関する支援を実施する事業
- ③ **CCUS就業履歴蓄積促進事業**
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダーなどの各種機器や専用アプリなどのソフトウェア等の導入について支援を行う事業

3 助成額
建設事業主団体が負担した経費×助成率

4 助成率
中小建設事業主団体（※2） 2 / 3
上記以外の建設事業主団体 1 / 2

5 上限額
上記2の①～③を合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和4年度創設

2 人材確保等支援助成金
(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

1 助成対象者 建設事業主団体（※1）

2 対象となる事業
CCUSの普及を目的とした**研修会・講習会の開催**など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業

3 助成額
建設事業主団体が負担した経費×助成率

4 助成率
中小建設事業主団体（※2） 2 / 3
上記以外の建設事業主団体 1 / 2

5 上限額
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和元年度創設

※ 1 建設事業主団体 : 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体
※ 2 中小建設事業主団体 : 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体
※ 3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方

3 人材開分支援助成金
(建設労働者技能実習コース)

1 助成対象者 中小建設事業主

2 対象となる技能実習

- 安衛法による教習及び技能講習、特別教育
- 能開法による技能検定試験のための事前講習
- 建設業則による登録基幹技能者講習
- 教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等

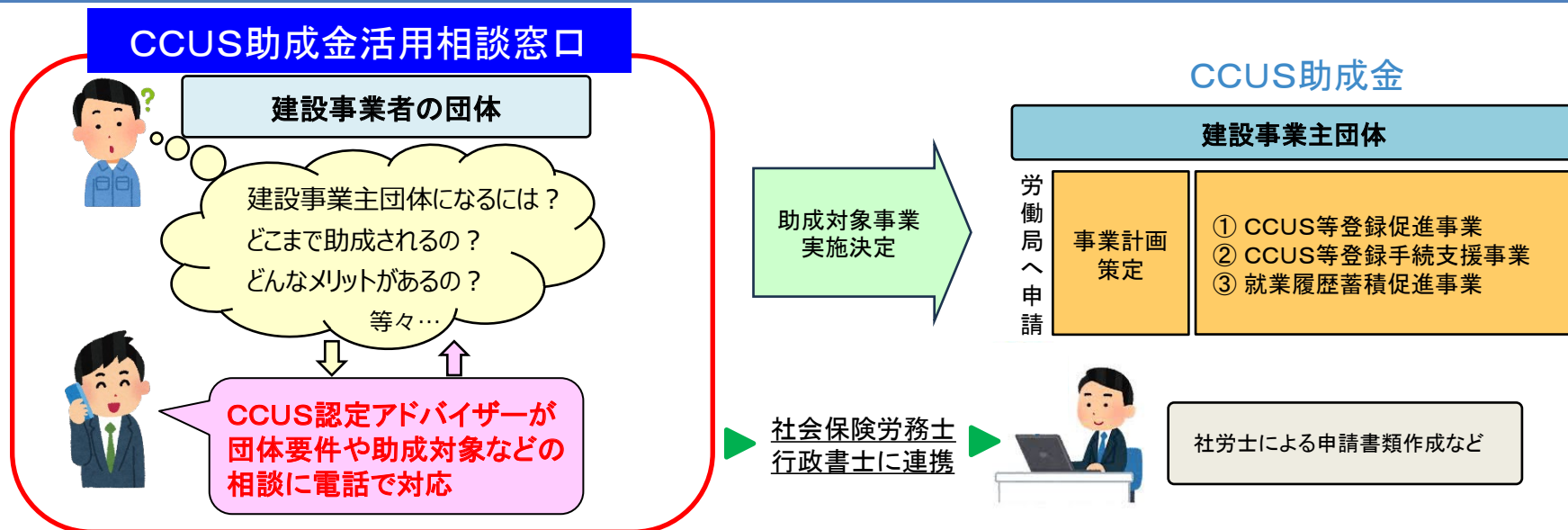
3 賃金助成額単価

① 労働者数20人以下の中小建設事業主
【通常】8,550円/人日
↓
【CCUS登録者】9,405円/人日（1.1倍）

② 労働者数21人以上の中小建設事業主
【通常】7,600円/人日
↓
【CCUS登録者】8,360円/人日（1.1倍）

※ 令和元年度創設
※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長
※ 令和3年度時限措置延長
※ 令和4年度時限措置延長
※ 令和5年度時限措置延長
※ 令和6年度時限措置延長

- 厚生労働省の人材確保等支援助成金「建設キャリアアップシステム等普及促進コース」(以下「CCUS助成金」という。)の活用を電話でサポートする、「**CCUS助成金活用相談窓口**」を新たに開設。
- 相談窓口は、「CCUS助成金」に関する様々な質問に、無料で電話対応します。
- 社会保険労務士・CCUS登録行政書士と連携している窓口です。助成対象事業計画策定・実施を進めることも可能です。(その場合は社会保険労務士・行政書士と別途契約)



- **CCUS助成金活用相談窓口 「CCUS助成金活用について」とお話しください**

東日本エリア

電話は、平日の 9:00~12:00 13:00~17:00 にお願ひします。

080-7835-3906 (一般社団法人CCUSサポート)

西日本エリア

06-4862-7749 (KATO社会保険労務士事務所・行政書士事務所)